

# 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

## 活用のしおり

～教職員用～

香川県教育委員会

### 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を用いた詳細な情報の把握

学校（幼稚園含む。以下同じ。）には、アレルギー疾患のある児童生徒等が在籍しています。これらの児童生徒等に対して、適切な取組みを行うためには、個々の児童生徒等に関する詳細な情報を学校の教職員全員で共有することが重要です。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下、管理指導表と示す）は、個々の児童生徒等についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医が記載し、保護者を通じて、学校が把握するものです。

- ①食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息が「あり」の場合は、保護者の緊急時連絡先が記入されているか確認してください。
- ②香川県小児科医会が作成している「アレルギー緊急時対応マニュアル」の「個別対応シート」や「症状チェックシート」等を活用し、緊急時に備えてください。
- ③薬の保管は原則本人保管となりますが、本人・保護者と連携し、薬を持参しているか確認できる体制づくりをしてください。
- ④保護者による署名がされているかどうか、確認してください。

管理指導表には児童生徒等の健康に関わる重要な個人情報に記載されていますので、学校は管理に十分注意するとともに、情報を知った教職員は、他者にその情報を漏らさないようにする必要があります。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「活用のしおり」は、香川県教育委員会ホームページ→保健体育課 (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/hotai/>) からダウンロードできます。（オレンジ色・特厚口程度）を使用してください。

●●● 管理指導表は学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、以下のように活用されることを想定し作成されています。●●●

① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒等を把握し、学校での取組みを希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。

- ・管理指導表と「活用のしおり～保護者用～」、「活用のしおり～主治医用～」を保護者へ配付する。
- ・前年度の管理指導表がある場合は、新しい管理指導表に添付する。
- ・管理指導表について主治医に記載してもらう際には、文書料が生じる場合があることをあらかじめ保護者に知らせておく。

※なお、学校が児童生徒等の学校生活の状況から、特別な配慮や管理が必要であると認められた場合は、学校医と相談の上、その保護者に対して、管理指導表の提出を求めることができるものとする。

② 保護者は、主治医・学校医などの医師に記載してもらい、学校に提出する。

③ 主なアレルギー疾患が1枚(表・裏)に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒等について1枚提出される。

④ 学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し、取組みを実施する。

- ・校内のアレルギー対応委員会を設置し、全教職員がアレルギーを理解し、情報共有をするとともに実践的な研修を定期的に行う。
- ・アドレナリン自己注射薬「エピペン®」が処方されている場合、保護者の了解のもと、学校医や地域の消防機関等との連携を図ること。
- ・緊急時に備えた薬が処方されている場合、香川県小児科医会作成の「アレルギー緊急時対応マニュアル」と「症状チェックシート」、「個別対応シート」等を活用し、緊急時に備えておくこと。

⑤ 学校は提出された管理指導表を、個人情報取り扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

⑥ 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事柄などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。(大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。)

⑦ 食物アレルギーの児童生徒等に対する給食、宿泊学習、修学旅行等における取組みが必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。血液検査の結果を求めることは適切でない。

### アレルギー疾患への対応のポイント

- 各疾患の特徴をよく知ること
- 個々の児童生徒等における症状等の特徴を把握すること
- 症状が急速に変化するを理解し、緊急時の対応への準備を行うこと